相談無料

豊後高田市成年後見支援センター

〒872-1107
豊後高田市臼野4335番地3
（豊後高田市社会福祉協議会内）
TEL 0978-25-5100
FAX 0978-53-5755
MAIL info@buntaka-syakyo.jp

豊後高田社協
公式サイト

こちらの窓口でもご相談できます

豊後高田市役所 社会福祉課
〒879-0692　豊後高田市是永町39番地3
TEL 0978-25-6178　FAX 0978-22-1033

豊後高田市地域包括支援センター
〒872-1107　豊後高田市臼野4335番地3
TEL 0978-23-4370　FAX 0978-53-6130

法人後見支援員も募集しています

所在地

誰もが「自分らしく」地域で安心して暮らすために

豊後高田市成年後見支援センターのご案内

財産管理に自信がない

成年後見制度について知りたい

障がいのある子どもの将来が心配

認知症の親のことが心配…

社会福祉法人
豊後高田市社会福祉協議会

「豊後高田市成年後見支援センター」がお手伝いします。

誰もが『自分らしく』、地域で安心して暮らすために

私たちはみんな、『自分らしく生きる権利』を持っています。そして、自分らしく生きるためには、障がいのあるなしに関わらず、様々な場面で社会のルールを守りながら、自分のことは自分で決めなければなりません。

生涯、安心して自立生活を営んでいきたいと思っていても、障がいや認知症などによって、自分らしく生活することが困難になる場合があります

そうならないための１つの方法が「成年後見制度」です。

成年後見制度は、判断能力が十分でなくても、本人の思いを大切にしながら一緒に考え、契約や手続き、財産管理など様々なサポートをしてくれる制度です。

法定後見制度の概要

		後　見	保　佐	補　助
対象となる方		判断能力が常に欠けている状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
開始手続	申立てができる方	本人、配得者、四親等内の親族、検察官、市区町村長など		
	本人の同意	不　要	必　要	必　要
成年後見人等の権限	必ず与えられる権限	財産管理についての全般的な代理権、取消権（日常生活の行為を除く）	特定の事項（※1）についての同意権（※2）、取消権（日常生活行為を除く）	
	申立てにより与えられる権限		特定の事項（※1）以外の事項についての同意権（※2）、取消権（日常生活に関する行為を除く）特定の法律行為（※3）についての代理権	特定の事項（※1）の一部についての同意権（※2）、取消権（日常生活に関する行為を除く）特定の法律行為（※3）についての代理権

※1 民法13条1項に掲げられている借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築などの事項をいいます。ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

※2 本人が特定の行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に同意（了承）する権限です。保佐人、補助人は、この同意がない本人の行為を取り消すことができます。

※3 民法13条1項に掲げられている同意を要する行為に限定されません。

例）こんな時に被成年後見人等の支援ができる場合があります

※家庭裁判所による成年後見人等の選任が必要です

医療や福祉サービスの契約を自分ですることが難しい

大きな買い物や、日常生活のお金の管理が自分では難しい

言われるまま契約をしてしまい、キャンセルできない。

当センターが支援の対象とする方

◎豊後高田市に住民票があり、成年後見に関する相談及び成年後見制度等の利用を必要とする方。

※住民票がない方でもご相談は無料で受け付けております。気軽にご相談ください。

当センターでの活動内容

相談支援

成年後見制度利用について、ご本人やご家族、関係機関からのご相談に対応します。

広報・普及啓発

住民の方や関係機関を対象に、講演会や研修会等の開催し、普及啓発に努めます。

申立相談／法人後見受任

成年後見制度利用の申立ての支援をしたり、法人として後見人等を受任し、活動します。

つなぐ

相談内容に応じ、法律関係の専門家や、福祉サービス利用に関わる機関をご紹介します。

ネットワークづくり

適切な支援につなげるための地域連携の仕組みづくりを行います。

市民後見人の養成

成年後見制度の新たな担い手として期待される市民後見人を養成し、市民後見活動をサポートします。